



平成30年3月19日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 当社子会社に対する
会社更生申立訴訟の棄却に関するお知らせ

当社が、平成30年2月20日付「(経過報告) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において、当社の子会社であるGroup Lease PCL. (以下、「GL」といいます。)に対し、会社更生申立訴訟が提起されていることをご報告させていただいておりましたが、本日、GLでは、タイ中央破産裁判所から当該会社更生の申立を棄却したとの報告を受けたとのことです。本件について、GLから当社に報告がありましたので、当該内容につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

J Trust Asia. Pte. Ltd. (以下「JTA」といいます。)は、当社連結子会社 Group Lease PCL.(以下、「GL」といいます。)の転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、これまでご説明しておりましたとおり、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りましたが、しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLH等に対し損害賠償を求め、複数の国において複数の訴訟が提起されておりました。

GL及びGLHといたしましては、法廷で当社の正当性を主張すべく対応を進めておりましたが、本日、これらJTAが提起していたこれらの訴訟のうち、タイ王国において、GLに対する会社更生申立訴訟の初回の期日が開かれましたが、当該期日において、JTAからの請求が棄却されたというものです。

2. 訴訟の相手方の概要

(1)	名称	J Trust Asia Pte. Ltd.
(2)	所在地	シンガポール共和国
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤澤信義

3. 本件の内容

タイ中央破産裁判所にてG Lに対し提起されていた会社更生申立訴訟について、本日開かれた初回期日において、当該請求が棄却されたとの内容です。

4. 今後の見通し

今後、G Lに対し本件に関してタイ中央破産裁判所より、上記判断に関する書面を受領する予定です。

当社グループといたしましては、当該書面を精査し詳細な対応を検討してまいりますが、本件につきましては、極めて理由のない訴訟であったと考えており、G L株主として信用低下、株価下落等の損害について補償を求める権利を有しているものと考えております。今後、これらの損害を取り戻すべく法的手段を含めてあらゆる対応を検討し、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様の利益を最大化すべく実行して参ります。

引き続き開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

以上